

## ○ハートフルパスの交付開始について

熊本県ハートフルパス制度について、令和 7 年（2025 年）9 月 1 日から、熊本市役所とウェルパルくまもとでも申請・受取が可能になりましたので報告いたします。

### 1. 概要

「ハートフルパス制度」とは、公共施設や店舗など、さまざまな施設に設けられている「障がい者等用駐車場」を適切に利用いただくため、障がいのある方や要介護状態の方、妊産婦の方など移動に配慮が必要な方に対して、県内共通の「利用証（ハートフルパス）」を交付し、本当に必要な方のための駐車スペースを確保する制度である。

### 2. 対象者

障がい者手帳をお持ちの方、介護保険被保険者証をお持ちの方など、下記のいずれかにより、移動に配慮が必要な方で、一定の条件を満たす方が対象。

- ・身体障害者手帳をお持ちの方で条件に該当する方
- ・療育手帳をお持ちの方で障がい程度欄が「A」の方
- ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で等級が「1級」の方
- ・介護保険被保険者証をお持ちの方で要介護状態区分が「要介護1」以上の方
- ・指定難病医療受給者証または小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方
- ・妊産婦で妊娠7か月～子が満1歳を迎えるまでの方  
(双子の場合は母子手帳取得時～子が満2歳を迎えるまでの方、三つ子以上の場合は母子手帳取得時～満3歳を迎えるまでの方)
- ・けがなど医師の診断により移動に配慮が必要な方

### 3. 手続きについて

#### 【申請窓口】

- ①熊本県庁 行政棟新館 3 階 健康福祉政策課（熊本市中央区水前寺6-18-1）
- ②熊本市役所 10階 健康福祉政策課（熊本市中央区手取本町1-1）
- ③ウェルパルくまもと 3 階 障がい福祉課（熊本市中央区大江5-1-1）

※引き続き熊本県庁の窓口でも申請・受取が可能。また、郵送での申請および電子申請を希望の方は、熊本県のホームページを確認のうえ、熊本県健康福祉政策課へ申請手続きをおこなう。

## 【申請・受取方法】

上記①～③のいずれかの窓口にて、申請書の記入をおこなう。必要書類が整っている場合は基本的にその場で即時ハートフルパス(利用証)の受取が可能。

※代理申請の場合は、代理人の方の身分証明書が必要。

市役所ではハートフルパス(利用証)の郵送はおこなっていないため、郵送での受取を希望される場合は熊本県庁へ申請するよう案内。

## 【必要な書類】

(1)ハートフルパス申請書

(2)添付書類

(身体障がい者手帳、療育手帳、精神障害保健福祉手帳、介護保険被保険者証、指定難病医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証、母子健康手帳、その他医師による診断書等)

## 4. ハートフルパス制度駐車区画使用上の注意・協力施設について

ハートフルパスの利用により駐車できる区画は、本制度に登録いただいた施設に案内表示がある区画のみ。対象区画は、「車椅子専用駐車場」「障がい者等用駐車場」「障がい者等優先駐車場」の3種類である。協力施設はそのうちのいずれかまたは複数の種類の駐車区画を設置。

3種類の区画の使用方法に関する留意点およびハートフルパスが利用可能な施設一覧については熊本県ホームページを参照のうえ、優先利用等マナーを守っての利用をお願いする。

## 5. 他府県での相互利用について

各府県の合意により、熊本県を含む全国43府県(令和7年8月現在)で、熊本県のハートフルパス制度が利用可能。

詳しくは熊本県ホームページを確認。

## 6. 問い合わせ先

熊本県 健康福祉政策課

地域支え合い支援室

(TEL:096-333-2202)

